

憲法解釈 変更あり得る

安全保障関連法案の国会論戦では、「合憲か違憲か」がいまだに議論の中心だ。

中身の議論が深まっていないのは残念だ。野党は法案の印象ばかりを批判している。「戦争法案」というネーミングはデマゴギー（民衆扇動）で、国民の代表である国会議員が使うべき言葉ではない。野党代表が、世論調査を基に「国民の多くが憲法違反だと感じてい

安全保障法制

京都大教授

大石眞氏



九大教授などを経て1993年から現職。専門は憲法学、議会法、宗教法、日本憲法史。「憲法秩序への展望」（有斐閣）など著書多数。現在、衆院議長の諮問機関「衆院選挙制度に関する調査会」委員も務める。宮崎県出身。63歳。

語る

くが憲法違反だと感じてい

もあつただろう。政府は丁寧

想定していなかった事態に

安全保障政策は、国際情勢

政府が既存の法律10本の改正案を平和安全法制整備

の関係はどう考えるか。

「憲法がすべてお見通し」ではないからだ。

例えば、ヘイトスピーチ

「戦争法案」呼び方 デマゴギー

する法整備を求めた国連の人種差別撤廃条約の第4条を留保している。9条の解釈変更にも反対する人たちは、ヘイトスピーチを取り締まるための解釈変更にも反対するのだろうか。憲法解釈は、政策的な要素に左右され得ることを認めた方がいい。

野党は憲法解釈変更を「立憲主義を覆す」と批判しているが、そもそも憲法の役割は、正しい形で政治家に権力を与えることだ。「権力を抑制しなければならぬ」という主張は、政治家には存在価値がない、と自ら言っているようなものだ。国民が選挙で投票するのも、権力を作り、議院内閣制を確立するためのものだから、立憲主義の議論は不毛だ。

衆院憲法審査会での違憲論争をきっかけに、憲法学者が注目を浴びるようになった。我々憲法学者は、政権へのスタンスを言っていない。それを誤れば、学者や研究者の範囲を踏み外してしまう。時代とともに

野党の「立憲主義」議論 不毛

に変わる規範を、きちんと現実の出来事にあてはめることが責任ある解釈者の姿勢だと思ふ。内閣や国会法制局はそうした役割を担っている。最高裁も、法を大事にしなから、起きた出来事とにかくに妥当な解決策を見いだすかに腐心している。憲法学者にも、そういう姿勢が求められるのではないか。

（聞き手 橋本潤也）
国連の人種差別撤廃条約とヘイトスピーチ規制 1965年の国連総会で採択され、69年に発効した条約。条約締約国は177か国（今年7月現在）。第4条で各国に人種差別を助長するようなヘイトスピーチを規制する法律の制定を求めている。日本は条約を締結したが、憲法21条が保障する「集会、結社、表現の自由」を重視する観点から、第4条の一部を留保している。このため、被害者が特定されれば、名誉毀損（きそん）罪や侮辱罪、威力業務妨害罪などで取り締まるのが出来るが、日本にはヘイトスピーチ一般に対する法規制は存在しない。